

平成 29 年度 事業計画

社会福祉法人 山根会

目 次

法人の基本理念	・・・・・・・・・・	P1
法人の事業 / 事業方針	・・・・・・・・・・	P2
法人の組織図 / 理事会・評議員会	・・・・・・・・・・	P3
平成 29 年度事業計画骨子 運営方針	・・・・・・・・・・	P4
実施計画		
特別養護老人ホーム	・・・・・・・・・・	P5
・介護サービス計画	・・・・・・・・・・	P6
・各委員会	・・・・・・・・・・	P7
短期入所 / 通所介護	・・・・・・・・・・	P10
年間行事計画	・・・・・・・・・・	P11
訪問介護	・・・・・・・・・・	P12
居宅介護支援 / 有料老人ホーム	・・・・・・・・・・	P13
ボランティア	・・・・・・・・・・	P14
職員研修	・・・・・・・・・・	P15
・キャリアアッププログラム	・・・・・・・・・・	P16

社会福祉法人 山根会 平成 29 年度事業計画

法人の基本理念

組織の理念

○新社会福祉法於ける、理事会とは、業務執行機関となり、評議員会は、法人の議決機関
評議員選任・解任委員会は評議委員の推薦、及び解任機関となり、相互牽制における、法人
運営のより明確化が図られた。この法改正に伴い、会計監査、登記事項など諸々な事項が変更
になり、平成29年度から、理事会、評議員会、評議員解任・選任委員会など、会議事項が、
増え社会福祉法人の組織のあり方が明確化されます。

又、今年度介護職員処遇改善報酬の見直しがあるとの情報もあり、今年度中に、補正予算を行
なうことも予想される。

○ご利用者様の基本的人権を尊重し個々の能力に応じ、日常生活に必要な福祉サービスを
提供する事で、安心安全を基に人間らしく豊かな日々を送ることができる支援に努める。

○地域に貢献し信頼される組織を目指し、地域福祉の推進に努める。

○常に健全で公平公正な運営を心掛ける。

職員育成理念

○人権と尊厳を大切にし、社会的、経済的、文化的、精神的に自立した生活を目指すこと
を基本として、ご利用者様の楽しみや生きがいのある生活を、適切に支援できる職員の育
成に努める。

○上質サービス提供を実現することを、職員全員が目標に据えチーム一丸となって努力す
ると共に、職員1人1人も地域社会の一員として信頼されるよう育成に努める。

○職員の三原則を規律とする。

1. 姿勢
2. 責任
3. 協調

1. 笑顔で挨拶

私たち職員は、ご利用者様に笑顔で挨拶する。

2. 人には心をこめた親切丁寧な対応

私たち職員は、ご利用者様に心をこめた親切なサービスを提供する。

3. 仕事はチームワークが大切

私たち職員は、仕事にチームワークで取り組む。

法人の経営方針

当法人の経営は、組織の理念を踏まえ、社会福祉事業を運営する責務を念頭に適正かつ効果的に行うため、常に自主的に経営基盤の強化を図るとともに、福祉サービスの質の向上と事業経営の透明性を確保する。

法人の事業

- (1) 第1種社会福祉事業
 - ・特別養護老人ホーム水の郷
- (2) 第2種社会福祉事業
 - ・水の郷デイサービスセンター
 - ・ショートステイ水の郷
 - ・訪問介護「ドルチェ」
- (3) 公益事業
 - ・居宅介護支援「パラダイス水の郷」
 - ・住宅型有料老人ホーム「アモーレ水の郷」

事業方針

1. 生活環境の向上

人間性を重視した明るく楽しい施設作りを目指し、健全な施設環境の保全に努める。

2. 各委員会の設置

各委員会を設置し、介護保険で求められる適正な事業展開を推し進める。

3. サービスの質の向上

- (1) ご利用者様の要望を積極的に取り入れて、排泄ケア及び口腔ケアに重点を置いた介護サービス計画を策定し、適切なサービス提供を行っていく。
- (2) 介護サービス計画に則り、個々のニーズに即した具体的なサービスを提供し、生活の自立向上を図っていく。
- (3) ご利用者様の機能訓練を通し、生活の自立向上を目指す。
- (4) 教養娯楽費等の自己負担を踏まえ、サービスの提供を検討し、ご利用者様に満足して頂ける行事等を提供していく。
- (5) 理念に基づいた、上質のサービスが提供できるよう「業務マニュアル」の充実を図り、職員一人ひとりが理解し、実践できるよう努める。

4. 施設と地域社会の交流

- (1) ボランティアを積極的に受け入れ、地域社会との繋がりを深めていく。
- (2) 近隣の保育所、小学校、中学校との交流を促進し、地域交流の場を広げていく。
(地域との連携) (隼人高校、納涼祭毎年参加)
- (3) ホームページにて、年度ごとに施設の内容や月間予定をお知らせする事により施設へ

の理解を深めて頂く。(情報提供及び公開)

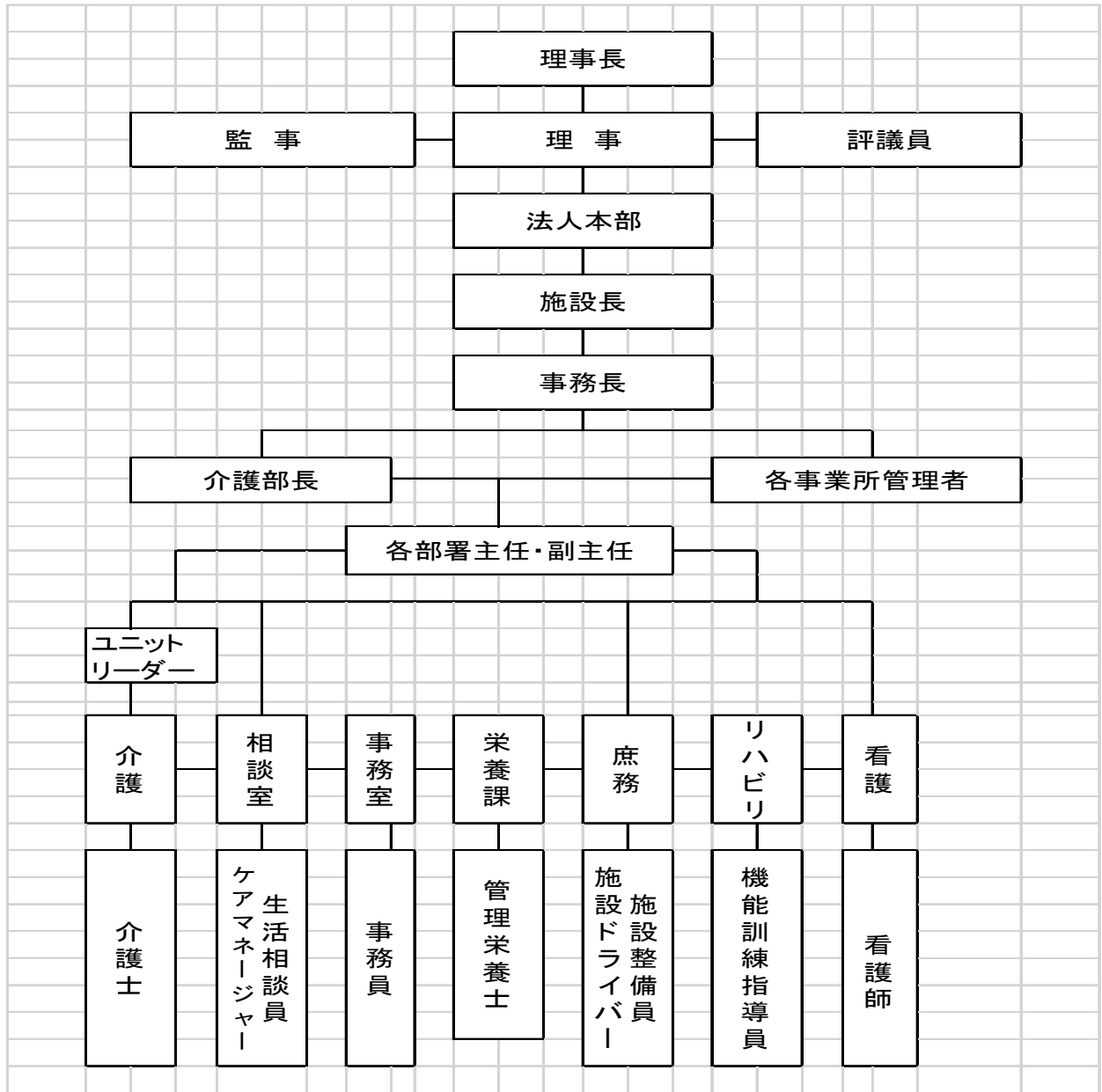
5. 法人事業の周知及び情報公開

ホームページを活用することにより、法人事業の周知及び情報公開を図っていく。

6. 災害時における危機管理対策

- (1) 所管消防署等の協力を得て、訓練内容の充実や日常的啓発を図り、地震や火災、又は水害等の非常時におけるお客様の安全確保に努める。(地域連携)
- (2) 応急救護訓練を全職員に実施、ご利用者様の生命維持管理に万全を図る。

社会福祉法人 山根会 組織図



理事会・評議員会の開催

平成 28 年度における理事会及び評議員会を下記の予定で開催する。
必要に応じて臨時に発生する議決事項については、適宜開催する

- ・第4回評議員会 平成29年3月5日 平成29年度予算、事業計画
- ・第4回理事会 平成29年3月5日 平成29年度予算、事業計画
- ・第5回理事会 平成29年3月5日 理事長選出
- ・第1回評議員選任・解任委員会 平成29年3月5日 新評議員選任・解任
- ・監事監査 平成29年5月14日
- ・第6回理事会 平成29年5月21日 決算報告 事業報告
- ・第1回新評議委員会 平成29年6月4日 新理事の選任
- ・第1回新理事会 平成29年6月4日 新理事長選任

平成29年度事業計画骨子

1. 介護事業の課題

昨年度の介護報酬改定の軸となる「地域包括ケアシステム」（住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に確保される）の構築を実現していくという趣旨を踏まえ、本年度も下記の基本的な考え方にに基づき、介護者の増大が見込まれている2025年に向けて介護サービスの充実を図り介護基盤の強化を推進していくこととする。

① 中重度の要介護者や認知症高齢者への対応の更なる強化

- ・基本的入所要件が要介護3～5の重度者に限定
- ・リハビリテーション重視（心身機能へのアプローチ）

② 介護人材確保対策の推進

- ・人事考課（客観的評価）により、業務意欲の向上を図る
- ・法人内外の階層別・職務別研修への参加推進による知識と技術の向上
- ・キャリアアップ支援と人材育成体制の充実
- ・労働条件や職場環境の改善

③ サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築

- ・限りある財源の有効活用を踏まえ、サービスの提供の適正化

昨年度の改定による介護報酬改定率が報酬全体で2.27%と大幅な減額、介護職員処遇改善単位はプラス1.65%となるが、特別養護老人ホームの「基本サービス費単位」削減が大きい。基本的には、減額改正となっているので、適正なサービス提供のもと加算対応による財源確保は必須となる。今年度も給付費（財源）の減額に労務費の支出増が見込まれ、経営基盤の安定化が大きな課題となる。

運営方針

1. 喜ばれる施設作り

ご利用様及びご家族様から喜ばれる施設作りを目指す。地域特性やニーズ等を十分に把握し、顧客確保に努め、効率的運営を行っていく。

2. 職員の処遇

職員が事業に邁進できるよう処遇改善に努める。また、職員によりサービス提供に格差が生じないよう各種マニュアルを整備し随時見直す。

3. 協力医療機関との連携

湘南泉病院、上白根病院、ほうゆう病院、三ツ沢訪問歯科との連携により、医療面の充実、保健・医療・福祉の一体的運営を目指す。

4. 複合的サービスの提供

地域包括支援センターとの連携に努め、複合的サービスを提供出来るよう運営する。

5. 個人情報保護

「個人情報の保護に関する法律」に基づき、ご利用者様の個人情報保護に努める。

6. リスクマネジメント

ヒヤリハットを集計・分析し、リスク軽減とヒューマンエラー防止を徹底する。

(勉強会の充実を図ることを検討し、職員のスキルアップを目指す)

7. 建築して既に11年の歳月が過ぎ老朽化に備え充当資金の確保を図る。

実施計画

1. 特別養護老人ホーム介護サービス実施計画

ご利用者様の身体的・精神的・社会的自立を高め、生きがいのある生活を送って頂けるように、ケアプランの充実を図りつつ、個別ニーズに応じてサービスが提供できるよう努めてゆくものとする。

I ケアプランの策定 (サービス担当者会議)

ご利用者にあったケアプランを提供するために、策定方法の周知徹底を図っていくものとする。ケアプランは、排泄ケア及び口腔ケアに重点を置くものとするが、ご利用者様の意向を取り入れて策定するものとし、更に充実を図っていく。

(担当者会議)(排泄委員会)(事故防止委員会)

1. ケアプラン策定における関係職員の役割

(1) ケアプラン策定は、看護師、介護職員、管理栄養士、機能訓練指導員、相談員、介護支援専門員、事務部門と協議検討(サービス担当者会議)の上設定し、更に各フロア単位で、各職員に周知徹底を図るものとする。

(2) 策定されたケアプランは、ご利用者様又はご家族様に示し、承諾を得るものとする。

(3) ケアプランは、課題前に設定された期間、もしくは6ヵ月毎、又は、身体状況急変時に随時見直すこととする。

(4) フロア担当は、ご利用者様の日常生活動作の把握及びケアプランの達成状況把握に、努める。

2. ケアプラン策定における医療従事者の役割

(1) 医師並びに協力医療機関等との連携を密にし、ケアプラン策定に医療情報を反映させる。(担当者会議)

(2) 日常動作訓練の変化や医師の治療方針の変更があった場合は、速やかに情報提供を行い、ケアプランの見直しを図るものとする。

3. 栄養ケア計画における給食従事者の役割 (食事検討委員会)

(1) 食事中の巡回指導に努め、嗜好カルテに生かしながら栄養ケア計画を策定する。

(2) 入院や医師の治療方針の変更により、食事内容を変更する場合は、速やかに情報提

供を行い、栄養ケア計画の見直しを図る。

(3) 特別食を召し上がるご利用者様に対しても、医師及び看護職員との連絡を密にし、ケアプランの充実を図る。

4. ケアプラン策定における機能訓練の役割（機能訓練指導員の配置）

(1) 医師と看護職員等の連携を密にし、個別機能訓練計画策定に生かしていく。

(2) 入退院や医師の治療方針の変更により、機能訓練内容を変更する場合は、速やかに情報提供を行い、個別機能訓練計画の見直しを図る。（年2回）

(3) 他職種に対し、積極的に介護用品や自助具等の情報を提供し、ケアプランの充実を側面から援助していく。（他職種との連携）

5. ケアプラン策定における事務部門の役割

(1) 他職種との連携を密にし、効果的なサービスを提供できるようにケアプラン策定を側面から援助していく。

(2) ハード面において、ケアプランを効果的に実践できるよう側面的に援助していく。

6. ケアプラン策定における介護支援専門員の役割

(1) 他職種との連携を密にし、効果的なサービス計画になるようケアプラン策定の統括を行っていく。

II 介護サービス計画

1. ADLの拡大とQOLの向上 ADL（日常生活動作）、QOL（生活の質）

ADL状況を的確に把握するため、ADL調査を実施し、各フロア毎及び各委員会でも分析を行う。ADL低下防止を図るため、日常生活で機能を最大限に発揮して頂けるようケアプランを策定する。

関係各部署との協議、サービス担当者会議の開催など全職員で意思統一を図っていく。（ケアプラン策定時、機能訓練指導員、医務、介護支援専門員、介護士、相談員、施設長参加）

(1) ADLの把握

①移動の自立向上

食事・排泄・入浴・クラブ活動・行事等への参加を通し、自立向上を図る。

②食事の自立向上

摂取動作の向上及び食事の場に視点を置き、自立向上を図る。

少しでも自力で摂取できるように補助具等の検討を行う。

③排泄の自立向上

1. 関係部署と連携し、オムツ使用の原因を分析した上で、排泄記録表等により、排泄パターンを把握し、オムツの使用減少へと導く。

2. 排泄検討委員会を設け、排泄に関する研究を行う。

④着脱の自立向上

1. 着脱については、必要な範囲のみ援助し自立向上を図っていく。

2. 生活の場であることを踏まえ、寝巻きと普段着の区別を行っていく。

3. 衣類の購入には、ご利用者様・ご家族・担当職員の三者で連携をとり、着脱可能な衣類の工夫を行っていく。

⑤整容動作の自立向上

洗顔・髪を梳く・髭剃り・歯磨きなど身だしなみを整え、快適な生活を送っていただけるよう援助する。

1. 洗面一部・全面介助で実施する。

2. 髭剃り・・・入浴時及び必要時（電気髭剃り器）
3. 髪梳き・・・モーニングケア時、入浴時に実施する。
4. 歯磨き・・・毎食後、歯磨き及びうがいを実施する。
5. 爪切り・・・随時、主にフロア担当で実施する。（巻き爪を除く）
6. 耳掃除・・・随時、主にフロア担当で実施する。

(2) 個別機能訓練の実施

- ①ご利用者様個々の身体状況にあわせて、個別プログラムを作成し実施する。
- ②新規及び入退院時には、その都度、十分な状態把握を行い、ケアプランを策定及び見直しを行うものとする。（機能訓練指導員との連携）

(3) 精神的自立及び充実した生活

- ①他のご利用者様との人間関係が正常に保たれているかどうか常に観察する。
- ②トラブルが生じた場合、フロア毎の話し合い等を開催し、全職員が同じ対応が出来るようにして早期解決を図る。
- ③居室内で問題が発生した場合は、居室変更の検討も含め速やかに関係の改善に努める。
- ④クラブ・リハビリ活動、行事等を通して離床を図っていただけるよう、交流の場を設定する。
- ⑤行事については、ご利用者様のニーズを把握し、充実した活動が展開できるよう努めると共に、内容の拡大及び充実を図っていく。

- (4) ご利用者様で胃瘻の方の痰吸引は、研修を受講した看護師より、施設内研修を行い、介護職員による痰吸引を行なうことにより、ご利用者様のより安全を確保する。

2. 地域社会との交流

(1) 広報誌の発行

広報誌「宝珠の泉」を発行し施設の理解を深めてもらうとともに、地域などにも運営方針・事業計画を知って頂く。

(2) 地域資源の利用

施設の運営に関し、ご家族・ボランティア等の参加を要請する。また、地元の学校関係、他施設等との相互交流の場が持てるよう友好関係を促進していく。

(3) デイサービスが休みの日を利用して、利用者様やご家族の交流の場として、デイサービスの場所を利用し、喫茶などを提供して、和やかで、寛げる環境の場所作り

3. ご利用者様の医療的管理

- (1) 健康面での自己管理が難しいため、医師、看護師、介護職員や他職種との連携を密にし、異常の早期発見・疾病の予防に努める。
- (2) 感染症やインフルエンザ等への対応方法について、医師並びに協力医療機関との連携を密にし、他職種に対して、積極的に情報提供を行っていく。
- (3) 医師並びに協力医療機関のサポートを受けて、インフルエンザ予防接種を積極的にご利用者様に説明の上、接種率のアップを目指し、集団感染予防を図っていく。
- (4) 喀痰吸引の施設内研修を、平成 27 年度に続き平成 28 年度も継続して行うことにご利用者の状況に対応することに努める。

4. ご利用者様の栄養管理及び豊かな食生活の充実

(1) 食生活の充実

①ご利用者様の嗜好把握

- i.嗜好・残菜状況を把握し、献立に反映させることで喫食率のアップを図る。
- ii.定期的に希望される献立や日常の食事についての意見を伺い、ご利用者様の要望を取り入れるように心がける。

②行事食の充実

季節行事、お誕生会の行事や給食レクリエーションを充実し、食生活の変化を認知していただけるように努める。

(2) ご利用者様の栄養指導

- ①副食の栄養素について説明する機会を設けることにより、栄養に関心を持っていただき健康維持に役立てていく。
- ②医師並びに協力医療機関との連携により、特別食を召し上がるご利用者様への個別指導に努め、栄養と疾病予防の関連について、解かり易く説明する。
- ④食品の紹介や栄養素について、解かり易く説明したポスターを掲示する。

III 各委員会の設置

1. 設置目的及び組織構成

施設長を委員長として下記委員会を設置し、各々の課題に取り組んでいくこととする。又、委員会開催にあたっては、司会の他、タイムキーパー制を導入し、会議の効率化を図っていく。

(1) 入退所検討委員会	入退所について
(2) 事故防止委員会	リスクケアマネジメント
(3) 褥瘡防止委員会	褥瘡防止について
(4) 感染症対策委員会	衛生管理について
(5) 食事検討委員会	食事について
(6) 排泄委員会	排泄（オムツ）検討
(7) 行事委員会	レクリエーションについて
(8) 広報委員会	広報誌発行
(9) 防災委員会	防災訓練
(10) 安全衛生委員会	職場環境の整備、職員の安全衛生
(11) その他	身体拘束廃止委員会、虐待防止委員会 利用者処遇検討委員会等 (必要時や発生時に開催)

2. 活動内容

(1) 入退所検討委員会

入退所の希望ご利用者様について、他職種が入所及び退所に向けて職員間で会議を通してご利用者の最善の策を検討する。

(2) 事故防止委員会（リスクケアマネジメント）

ヒヤリハットの分析結果を基に、ヒューマンエラーを可能な限り防止すると共に、ご利用者様の安全管理を徹底していく。

- ・施設内勉強会（事例検討）

(3) 褥瘡防止委員会（褥瘡防止）

ご利用者様の身体状況を把握し、褥瘡を作らないように、身体介護、体位交換時間等

を検討していく。

- ・各種ベッドマットのマッチング確認
- ・施設内勉強会

(4) 感染症対策委員会（衛生管理）

- ①各種感染症等の防止やご利用者様、職員の衛生管理を徹底していく。（月1回開催）
- ②介護職員による衛生管理に向け、年2回の研修を開催。
（施設内勉強会）・・・「手洗い講習」「感染症予防について」
（外部講習の導入）

(5) 食事検討委員会（食事検討）

行事食を含む給食全般について検討し、食生活の充実を図っていく。

- ・嗜好調査報告

(6) 排泄委員会（排泄検討）

- ①排泄についての問題を取り上げ、検討していくとともに、担当が円滑に業務を進められるよう援助していく。
- ②紙おむつの種類を検討し、低コスト化を図っていく。
- ③ご利用者様個別の排泄パターンを調査分析し、オムツ使用量の低減化を図っていく。
- ④水分摂取量の検討
- ⑤外部研修

(7) 行事委員会（レクリエーション検討）

行事を含むレクリエーション活動全般について検討し、レクリエーション活動の充実を図っていく。

(8) 広報委員会

隔月発行の広報誌「宝珠の泉」について内容検討、原稿作成担当検討。

(9) 防災委員会

年に2回の防災訓練企画（火災・震災想定）

(10) 安全衛生委員会

職員の安全衛生に関する検討を図り、働きやすい職場環境づくりに取り組む。

(11) その他（発生時に対応）

ご利用者様の安心・安全を確保するため、発生時に開催し課題を早期解決していく。

IV クラブ活動

ご利用者様のニーズを把握し、内容の充実を図りながら、生活の質の向上を目指し、「生きがい」作りを進めていく。重度化が著しいことから、離床及び精神活動の活性化を図る事を目的に見学だけの参加も推し進めていく。

本年度は、ボランティア担当者との連携を密にし、充実したものにしていける。

<活動内容>

1. 音楽（歌）（カラオケ）
2. 菜園作り
3. 習字
4. 演芸鑑賞（ビデオ鑑賞）
5. 生花（お花遊び）

V リハビリテーション

ご利用者様の状態把握に努め、生きがいのある生活を送っていただけるように関連部署との連携を密にし、生活向上が図れるように支援していく。

また、ケアプラン策定に対してのアプローチを行う。

個別訓練が必要なご利用者様に対しては、個別訓練を実施することで、次の目標が達成できるよう努め、策定ケアプランが効果的に反映されるよう努める。

1. 離床及び体力の向上
2. 残存機能の活用
3. 発動性の向上
4. 生活レベルの自立向上
 - ・全体を対象とした機能低下防止と向上を目的に「グループ訓練」を行う。
 - ・基礎となる身体運動 ADL の自立向上を図る。
 - ・人間関係の拡大と充実、及び精神面の安定と充実を図る。

2. 短期入所生活介護サービス実施計画

介護保険法による短期入所生活介護事業者の指定申請に基づき、次の事業を実施する。

- (1) ご利用者様のニーズをより的確に把握し、リピーターの確保に努めると共に、稼働率 **95%**以上を目標に事業を推進していく。
- (2) 地域ニーズを反映し、より重度のご利用者様獲得を行っていくが、同時に予防介護の動向、及びニーズを踏まえて、柔軟に対応していく。
- (3) 個人情報保護に関する法律、及び介護保険法改正について職員に周知徹底を図っていく。
- (4) 契約締結にあたって、重要事項説明に関するマニュアルを整備するとともに、担当者及び相談窓口を明確にし、個々のニーズに即応できるよう体制作りを進める。
- (5) ご利用者様が住み慣れた地域で生活できるよう情報提供を行うと共に、各関係機関との連携を図る。
- (6) 短期入所生活事業での送迎に関しては、安全の徹底を図り、事業全体として取り組んでいく。

3. 認知症対応型通所介護サービス実施計画

介護保険法による通所介護事業者の指定申請に基づき、次のとおり事業を実施する。

- ① 併設型 1日12人とする。
- ② ご利用者様のニーズを的確に把握し、リピーターの確保に努める共に、稼働率 **90%**以上を目標に事業を推進していく。
- ③ 介護保険法改正に鑑み、体制が整い次第、より重度のご利用者様を受け入れる。
- ④ 契約締結にあたっての重要事項説明に関するマニュアルを整備すると共に、担当者及び相談窓口を明確にし、個々のニーズに即応できるよう体制作りを進める。
- ⑤ ご利用者様が住み慣れた地域で生活できるよう情報提供を行うとともに、各関係機関との連携を図っていく。
- ⑥ 通所介護サービス計画の検討会議を行い、サービスの質の向上を図っていく。
- ⑦ その他
ご利用者様のニーズやボランティアの受け入れ状況等により、順次実施していく。
 - ・事業記録や通所介護計画、通所介護実行表を整備する。
 - ・事例研究会を必要に応じ開催する。

- ・出来るだけ散歩など戸外活動の機会を多くする。
- ・介護職員等による健康チェックを通所毎に実施し、看護職員が判断する。
毎月1回体重測定を実施する。
- ・季節毎の行事を実施する。

<年間行事計画>

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
お誕生会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
花見ツアー	○											
夏祭り				○								
花火大会				○								
ご長寿記念パーティー						○						
クリスマス会									○			
新春娯楽大会										○		
防災訓練の日			○				○					
節句・雛祭り		○										○
お月見						○						
冬至									○			
節分											○	

<給食行事>

4月	花見・（お花見御膳）	栄養基準算定 残菜調査
5月	端午の節句（行事食）	残菜調査
6月	入梅（紫陽花御膳）	残菜調査
7月	丑の日・行事食・七夕・行事食	残菜調査
8月	夏ばて解消（行事食）	残菜調査
9月	長寿のお祝いパーティー（敬老会・行事食）	残菜調査
10月	お誕生会・（十五夜・行事食）	残菜調査
11月	お誕生会（行事食・紅葉狩りメニュー）	残菜調査
12月	クリスマスパーティー・大晦日（年越しそば）	残菜調査
1月	正月・（元旦・行事食）	残菜調査 趣向調査
2月	バレンタインデー・初午・行事食	残菜調査
3月	ひな祭り（桃の節句・行事食）	残菜調査

☆ 実施日については、ご利用者様の状況や要望により月毎に決定し、随時増やしていく。

4. 訪問介護 実施計画

1. 訪問介護計画に基づいた介護サービスの提供

課題としては、有料老人ホームアモーレ水の郷のご利用者様のサービス提供は、同一敷地内事業所という事で、介護報酬が減算となる為、稼働率を常に意識して減収を抑える努力が必要となる。

- (1) 自立した日常生活の支援
ご利用者様のニーズを的確に把握し、支援状況・健康状況の情報共有により、質の高い介護サービスに努める。
 - ① 介護給付：ご利用者の要介護状態の軽減を図ると共に、悪化防止に努める。
 - ② 予防給付：ご利用者の生活機能の維持をすると共に向上するための支援をする。
 - ③ 日常的に医療を必要とすご利用者様には、医療に関する理解を深める。
- (2) ご利用者との信頼関係の確保
 - ・ご利用者様の体調に合わせたサービスを心掛け、適正な介護サービスに努める。
 - ・ご家族様からの支援の要望などがあった場合、ご利用者様の意見を尊重しながら対応する。
 - ・ご利用者様又はご家族様に対し、運営規程や重要事項を丁寧に説明し、共通認識を持つことで相互の信頼関係を確保する。
- (3) ご利用者処遇
サービスご利用者の心身の状況、生活時間、ニーズや要望及び介護の状況等を把握してケアプランを策定し、実践は「自立支援」と「生活の質の向上」の為の援助を念頭において行う。
- (4) 関係機関との連携
ご利用者様が住み慣れた地域で生活できるよう担当者会議などで、情報提供を行うとともに、各関係機関連携を強化して課題解決を図る。
- (5) 施設内の連携
情報を共有化し、サービスの向上を図る。
- (6) 講習会・研修・会議
内部研修及び外部研修に取り組み、サービス内容に充実を語る。
- (7) 執務環境整備
 - ① 報告・連絡・相談の周知徹底を図る
 - ② 日々変わるご利用者様の健康状態の状況把握を職員全員が出来る体制作り。

2. スタッフの質の向上

- (1) スタッフのスキルアップ
 - ① 各研修会への参加により、より専門的な知識と技術を修得する。
 - ② 事業所全体の考え方や取り組みを検討し、介護保険利用、諸制度利用に関する連絡調整を円滑に進められるマネジメント力を身につける
 - ③ 半年に1回、内部研修にて事例検討会を実施し、基礎の振り返り困難事例への対応など、実務に於いて発揮できる力を身につける。

- (2) サービスの質の向上
 - ① 自己評価を年1回実施することでサービスの見直しを行う。
- (3) スタッフの処遇改善と定着
 - ① 社内研修や会議を通して相互交流を行い、遣り甲斐のある働きやすい職場の環境作りに取り組む。

5. 居宅介護支援事業 実施計画

ご利用者様の生活の質の向上

- (1) ご利用者様が満足できる在宅生活の支援
 - ① ご利用者様の暮らしを理解し、その人らしく自立して生活できるよう支援する。
 - ② 1人暮らしの高齢者でも安心して暮らせるように支援する。
 - ③ 認知症があっても地域で暮らせるように支援する。
 - ④ 入退院時には病院等連携を図り、在宅生活の再開に向けて支援する。
 - ⑤ 介護の重度化、予防を踏まえ、要支援者の機能維持向上を支援する。
- (2) 給付管理数の安定による、より良いサービスの提供
 - ① 給付管理数を定めることで1人1人にきめ細やかな対応を行う。
 - ② ケアマネジャー1人当りの担当利用者件数は35件を目標とする。
(要介護者30件・要支援者5件)
目標達成できるようサービス提供エリアの拡大を行う。
瀬谷区・旭区・緑区・保土ヶ谷区（旭区隣接の保土ヶ谷区・泉区）のケアプラザを中心に、情報交換等の機会を積極的に作り、新規プランを受け入れる。

6. 住宅型有料老人ホーム実施計画

- (1) ご入居者様 20名（自立、要支援、要介護）
- (2) 公益事業として、常に稼働率95%以上を目標に事業を推進していく。
- (3) 営業方針（医療相談室、各地域包括支援センター、居宅支援事業所への定期的訪問）
- (4) 人材育成（職員の技術レベルを高める。ご利用者様の情報共有の徹底によりご利用者様の満足と安心を得る努力が必要）
- (5) キャリアアップ（介護技術向上に向けた内部、外部の研修に、積極的に参加）
- (6) 接遇（接客態度、ご利用者の満足を念頭に置いたサービス展開）
- (7) ご利用者様のニーズを的確に把握し、介護サービス計画の検討会議を行う。
 - ① 事業記録や介護計画、介護実行表を整備する。
 - ② 担当者会議などを必要に応じ開催する。
 - ③ 介護サービス計画に、ご利用者様に応じて出来るだけ散歩など戸外活動の機会を多く組み込むように計画、実施する。
 - ④ 介護職員により、毎日ご利用者様の居室を訪問し、健康状況の把握（体調管理）
 - ⑤ 情報は看護師へ報告（医務日誌に記録）
- (8) 食事内容（嗜好調査をもとに委託給食業者と情報を共有し、ご利用者様の満足が得られる献立内容を提供）

7. ボランティア受入実施計画

本年度は、次の内容でボランティアを受け入れる態勢を整備する。

ボランティア活動（横浜市登録済）

(1) 基本的な考え方 ボランティア受け入れの窓口（相談室及び通所介護相談員）

- ①施設の社会化を目指す。
- ②福祉教育、ボランティア体験の場を提供する。

(2) 活動内容

①日常生活に関わる活動

- ・ 間接的ふれあい活動（洗濯物たたみ、清拭作り等）
- ・ ふれあい活動（話し相手等、入浴後のドライヤーがけ）
- ・ 外出活動（散歩、外食、買い物等への付き添い）

②行事や日常プログラムへの参加

- ・ 各種アトラクションへの参加。
- ・ 趣味、レクリエーション、クラブ活動への参加。

③専門的機能の提供

- ・ 車椅子操作等に関する指導。
- ・ 介護者教室との連携による介護・介助技術指導

④ボランティアと施設とのコミュニケーション確保

- ・ ボランティア懇談会の開催

(3) 学生ボランティアの受入（地域中学生生徒受け入れ）

ボランティア体験を通じて、施設やご利用者様への理解を深めていただくとともに、ボランティア育成を目指す。活動終了時、担当職員と反省会を行う。（ボランティア活動の記録に活動経過、内容、反省等を記載する。小学生及び中学生配布用の「ボランティアのしおり」を活用する。

(4) ボランティア受け入れ方法

<事前面接>

- ① 希望内容の確認。
- ② 施設概要及び施設見学。
- ③ 活動内容の紹介。

<活動当日のオリエンテーション>

- ① タイムテーブルの確認。
- ② 活動にあたっての注意点。
- ③ ボランティア保険の紹介。
- ④ ボランティア登録書記入。（ボランティアカードをお持ちでない方）
- ⑤ ポイント制の導入（1時間以上2時間未満）200ポイント。

(5) ボランティア活動内容の検討や見直しを委員会及び職員間で必要に応じて、随時協議を行う。

(6) 行事や日常プログラムへの参加

行事担当及びボランティア担当職員との協議で行う。（依頼内容、受け入れ人数等）

(7) ボランティアの評価

終了した活動について、各担当職員、ボランティア担当とで評価を実施する。

8. 職員研修実施計画

I 新任職員研修

新入職員の研修については、担当者によりキャリアアッププログラムに基づいて実施していく。新入職員研修を修了した職員については、次の内容で研修を継続していく。

- (1) 施設部内外研修の参加をすすめ、新しい知識や手法を積極的に取り入れ、専門的知識及び技術の向上に努め、職員の資質向上を図る。

施設内勉強会で、ご利用者様への言葉遣い、権利擁護等を学ぶ。

II 現任職員研修

- (1) 以下の研修会（施設内外）に職員を参加させ、職員の資質向上を図る。

- ① 施設長研修会
- ② 看護師研修会
- ③ 介護職員研修会
- ④ 機能訓練指導員研修会
- ⑤ 生活相談員研修会
- ⑥ 栄養士研修会
- ⑦ 介護支援専門員研修会
- ⑧ その他、地区ブロック会が開催する研修会

- (2) キャリアアップ支援と人材育成体制の充実

経験年数や役職といったキャリアを考慮したキャリアアッププログラムを構築し、施設内外の研修参加を通して、専門職としての資質向上を目的とする。

- ① ユニットリーダー研修
- ② 介護力向上講習会
- ③ 喀痰吸引研修
- ④ 資格取得によるキャリアアップ支援

- (3) 横浜市が主催する各種研修会（防災研修を含む）

- (4) 横浜市消防局が主催する講習会

- ① 救命講習
- ② 防火管理者実務講習
- ③ 防火管理者高度講習
- ④ 衛生管理者講習 衛生管理業務の徹底を図る為（現在、施設長1名）

- (6) その他

- ① 介護支援専門員資格試験に関する情報提供に努め、受験資格のある職員には、一人でも多く受験してもらうよう積極的に働きかける。
- ② 介護福祉士、ホームヘルパー養成等に関わる実習生を積極的に受け入れ、福祉教育の一翼を担っていくと共に、実習生への指導を通して職員の意識向上を図る。
- ③ 研修カリキュラムに関する資料については、職員通路に掲載をする。

介護職員キャリアアッププログラム				
キャリアアップ				⇒
				主・副主任
				ユニットリーダー
				中 堅
				入職後4か月～
新 人 入職3か月				・論理的・実践的知識を有し、スキルアップを目指し、指導的な役割を担う
・指導や教育を受けながら安全、確実な基本的介護実践習得	・各ユニットの特色を理解し、共有情報をもとに、判断できる介護力を培う ・夜勤勤務開始	・高度な介護実践を要し、他者に対して模範的な介護を示唆し、協力体制を図る ・職務遂行上、積極的に委員会に参加	・高度な介護実践のもと、ユニットにおける新人職員などの指導的な役割を担う ・他職員との信頼関係を構築し、協力体制を確立	・介護現場の問題に迅速な解決に向け上司及び他職種の主任と連携を図る
施設内ケア研修 新人教育研修	新任介護職研修 接遇研修	認知症実践者研修 ケアプラン勉強会	ユニットリーダー研修 リスクマネジメント研修	主任介護職研修 指導者研修